

2 9 川 監 公 第 9 号

平成29年12月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

建設緑政局、議会局

3 監査の範囲

平成２８年度及び２９年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成２９年９月１日から同年１１月２８日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の対象に議会局が含まれることから、地方自治法第１９６条第１項の規定により議員のうちから選任された花輪孝一監査委員及び山田益男監査委員は、同法第１９９条の２の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（１）手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行うべきもの

川崎市屋外広告物条例（昭和４６年条例第７７号）第４０条第３項によると、屋外広告物の許可の申請に対する審査に係る手数料については、申請の際、申請者から徴収するとされており、許可書は手数料の納付後

に交付するものである。

当該手数料の徴収手続についてみたところ、納入通知書と許可書を同時に送付していた。

また、地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

当該手数料の未納債権についてみたところ、督促状を送付していない事例があった。

手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行われたい。

（建設緑政局道路管理部路政課）

（2）物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に関する契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

（建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所）

（3）前渡金管理者口座を適切に取扱うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項の規定により資金の前渡をすることができる経費が定められており、この資金の前渡を受けた現金は、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31

号) 第94条第1項の規定によると、直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

前渡金を保管するための口座(以下「前渡金管理者口座」という。)をみたところ、緑の募金において職員個人から集金した現金を、その払込みまでの間、当該口座に預け入れて保管していた事例があった。

前渡金管理者口座は、その資金を確実に保管するためのものであり、目的外の現金を保管することは適切ではない。

前渡金管理者口座を適切に取り扱われたい。

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課)

(4) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 長期継続契約書に特約条項を記載すべきもの

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

イ 備品等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 備品整理簿又は動物整理簿に登載していなかった事例

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同
霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

(オ) 備品整理簿への登載を重複して行っていた事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

ウ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載して
いなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 消耗品出納簿の数量と実際の数量が一致していなかった事例

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所、自転車対策室)

エ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(イ) 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所で任命
していた事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同生田緑地整備事務所)

(ウ) 金銭出納員又は物品取扱員の任命又は解任の手続が完了していな
かった事例

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)